

## 化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当:和光純薬工業株式会社 吉村 雅幸)

化学物質に関する法律で平成19年12月から平成20年3月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは、概要のため、すべての内容を網羅しておりません。詳細は、必ず官報または、当該法律を所管する省庁のホームページでご確認ください。

### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

#### (1) 第二種監視化学物質を告示

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項の規定に基づき次に掲げる33化学物質が第二種監視化学物質に指定されました。(官報号外第57号 平成20年3月21日付け)  
品名の前の数字は通し番号、後の数字は官報公示番号を示します。

- 900 2'-メチルアセトアセトアニリド(3)-264
- 901 4-イソプロピルアニリン(3)-206
- 902 チモール(3)-521、(4)-57
- 903 m-アミノフェノール(3)-675
- 904 p-ニトロフェノール(3)-777
- 905 ナトリウム-4-ニトロフェノラート(3)-779
- 906 ベンゼンチオール(3)-1092
- 907 ジフェニルジスルファン(3)-1124
- 908 ジトリデカン-1-イル=フタラート(3)-1307
- 909 1,3-ジ-2-トリルグアニジン(3)-2190、(9)-1870
- 910 2-エチルヘキサノ-1-イル=ジフェニル=ホスファート(3)-2520
- 911 4-エチルピフェニル(4)-15
- 912 1,3-ベンゾチアゾール-2-チオール(5)-242
- 913 2,2,6,6-テトラメチルピペリジン-4-オール(5)-776

- 914 4-エチルモルホリン(5)-860
- 915 6-フェニル-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン(5)-1028
- 916 4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る)(7)-1279、(7)-1283
- 917 2,3,6-トリメチルフェノール(3)-540、(4)-57、(9)-899
- 918 水酸化セシウム(1)-1224
- 919 アンモニウム=ペルフルオロオクタノアート(別名パーフルオロオクタン酸アンモニウム)(2)-1195
- 920 1,2,3-トリクロロベンゼン(3)-74
- 921 (トリフルオロメチル)ベンゼン(3)-86
- 922 ノニルフェノール(3)-503
- 923 2-tert-ブチル-4,6-ジメチルフェノール(3)-540
- 924 2,3,4,6-テトラクロロフェノール(3)-969
- 925 2,2'-ジ-tert-ブチル-5,5'-ジメチル-4,4'-スルファンジイルジフェノール(3)-1116
- 926 テレフタロニトリル(3)-1799
- 927 ベンジル(トリメチル)アンモニウム=クロリド(3)-2694
- 928 2-アミノナフタレン-1-スルホン酸(4)-493
- 929 ビフェニル-4,4'-ジオール(4)-820
- 930 1H-1,3-ベンゾイミダゾール-2-チオール(5)-472
- 931 ヘキサナトリウム=2,2'-{エテン-1,2-ジイルビス[(3-スルホナト-4,1-フェニレン)イミノ(6-フェノキシ-1,3,5-トリアジン-4,2-ジイル)イミノ]}ビス(ベンゼン-1,4-ジスルホナート)(別名CIフルオレスセント-271)(5)-4870

- 932 チオフェン(9)-810
- (2)第三種監視化学物質を告示
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第6項の規定に基づき次に掲げる54化学物質が第三種監視化学物質に指定されました。(官報号外第57号 平成20年3月21日付け)
- 品名の前の数字は通し番号、後の数字は官報公示番号を示します
- 62 ジビニルベンゼン(3)-14
- 63 二クロム酸ナトリウム(1)-283
- 64 o-フェニレンジアミン(3)-185
- 65 2'-メチルアセトアセトアニリド(3)-204
- 66 4-イソプロピルアニリン(3)-206
- 67 p-(フェニルアゾ)アニリン(3)-363
- 68 1-(クロロメチル)-4-ニトロベンゼン(3)-449
- 69 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン(3)-454
- 70 ナトリウム=4-ニトロフェノラート(3)-779
- 71 ベンゼンチオール(3)-1092
- 72 ジフェニルジスルファン(3)-1124
- 73 1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン(3)-2756
- 74 4-エチルビフェニル(4)-15
- 75 1-メチルナフタレン(4)-80
- 76 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジクロロジフェニルメタン(別名4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)(4)-95、(4)-96、(4)-275
- 77 1-クロロナフタレン(4)-316
- 78 3a,4,7,7a-テトラヒドロ-1H-インデン(4)-581
- 79 5-エチリデンビスクロ[2,2,1]ヘプタ-2-エン(4)-602
- 80 1,3-ベンゾチアゾール-2-チオール(5)-242
- 81 5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール(別名トリクロサン)(9)-381
- 82 1,1,1,2-テトラクロロ-3-(2,3,3,3-テトラクロロプロポキシ)プロパン(2)-379
- 83 1,4-ジエチルベンゼン(3)-13、(3)-60
- 84 1,3-ジクロロベンゼン(3)-41
- 85 1,2,3-トリクロロベンゼン(3)-74
- 86 N-エチルアニリン(3)-118
- 87 3,5-ジメチルアニリン(3)-129
- 88 m-フェニレンジアミン(3)-185
- 89 2,4-ジクロロアニリン(3)-261
- 90 2,5-ジクロロアニリン(3)-261
- 91 1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン(3)-455
- 92 4-sec-ブチルフェノール(3)-503
- 93 2-tert-ブチル-4-メチルフェノール(3)-521
- 94 チモール(3)-521、(4)-57
- 95 2,4-ジ-tert-ブチルフェノール(3)-521、(3)-526
- 96 2,6-ジ-sec-ブチルフェノール(3)-521、(3)-526
- 97 2,6-ジ-tert-ブチル-4-エチルフェノール(3)-540
- 98 フェノキシベンゼン(3)-650
- 99 3-メチル-4-ニトロフェノール(3)-790
- 100 2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール(3)-828
- 101 4-クロロ-2-メチルフェノール(3)-900
- 102 2-[[ジプロモ(メチル)フェノキシ]メチル]オキシラン(3)-965、(3)-987
- 103 2,3,4,6-テトラクロロフェノール(3)-969
- 104 エチルシクロヘキサン(3)-2231
- 105 4,4'-ジアミノジフェニルメタン(別名4,4'-メチレンジアニン)(4)-40
- 106 4-(2-フェニルプロパン-2-イル)フェノール(4)-122
- 107 (2-ヒドロキシ-4-メトキシフェニル)(フェニル)メタノン(4)-130
- 108 アセナフテン(4)-645
- 109 3,3'-ジクロロベンジジン(4)-800
- 110 4-メチル-2,4-ジフェニルペンタ-1-エン(4)-852、(4)-854
- 111 1-イソプロピルナフタレン又は2-イソプロピルナフタレン(4)-961
- 112 キノリン-8-オール(5)-804
- 113 10H-フェノチアジン(5)-908
- 114 ジベンゾ[b,d]チオフェン(5)-3352
- 115 3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)(9)-882

## 2. 麻薬及び向精神薬取締法関係

(1) 次の物質が麻薬に指定されました。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(政令第380号、平成19年12月19日付)

2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類(通称2C-I)

2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びその塩類(通称2C-T-4)

2-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類(通称2C-T-2)

施行期日：公布の日から起算して30日を経過した日(平成20年1月18日)から

## 3. 薬事法関係

(1) 次の物質が指定薬物に指定されました。

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正(省令第146号 平成19年12月12日付け)

インダン-2-アミン及びその塩類

2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類

1-(3,4-メチレンジオキシベンジル)ピペラジン及びその塩類

1-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

上記に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし元来これらの物質を含有する植物を除く)

医療等の用途の規定

上記に掲げる物質について医療等の用途として学術研究又は試験検査の用途などに使用できる物が定められました。

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途としてインダン-2-アミン、その塩類、及びこれらを含有する物、1-(3,4-メチレンジオキシベン

ジル)ピペラジン及びその塩類、及びこれらを含有する物が指定されました。

施行期日平成20年1月11日

(2) 下記物質が麻薬に指定されたため指定薬物から除外されました。

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正(省令第4号 平成20年1月18日付け)

2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びその塩類

2-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

## 4. 労働安全衛生法関係

(1) 届出があった新規化学物質について、その名称が公表されました。

労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件

(厚生労働省告示第431号、平成19年12月27日付)339件及び(厚生労働省告示第125号、平成20年3月27日付)356件

詳細は、下記ホームページをご参照下さい。

[安全衛生情報センターホームページ：<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/ankgc01.htm>]

(2) 変異原性が認められた届出物質37物質が公表されました。

労働安全衛生法第57条の3第一項の規定に基づく届出物質のうち強度の変異原性が認められたものについて局長通知。

変異原性が認められた届出物質37物質中32物質抜粋(5物質は反応生成物や混合物のため省略)

品名の前の数字は名称公表通し番号

15330 1-アセチルチオ尿素

15078 3-(4-イソプロピルフェニル)アクリロイル=クロリド

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 14742 | 3-エチル-1,1,2-トリメチル-1H-ベンゾ[e]<br>インドール-3-イウム=p-トルエンスルホ<br>ナート   | ン酸エチル   |
| 15086 | 1-[9-エチル-3-(1-ナフトイル)カルバ<br>ゾール-6-イル]ブタ-2-エン-1-オン  | 15565 4-プロピル-1,3,2-ジオキサチオラン-2,2-<br>ジオキシド   |
| 15375 | [9-エチル-6-(3-ヒドロキシアミノ-1-ヒ<br>ドロキシイミノブチル)カルバゾール-3-<br>イル](ナフタレン-1-イル)ケトン                                    | 14929 2-[2-(プロピルスルホニルオキシイミ<br>ノ)チオフエン-3(2H)-イリデン]-2-(2-<br>メチルフェニル)アセトニトリル  |
| 15383 | 3-[2-(2-エトキシブタ-1-エン-1-イル)<br>-5,6-メチレンジオキシベンゾチアゾー<br>ル-3-イオ]プロパン-1-スルホナート                                 | 15249 3-プロモ-2-ニトロチオフエン  |
| 16410 | 6-クロロナフタレン-2-スルホン酸  | 15250 1-(4-プロモ-3-ニトロフェニル)プロパ<br>ン-1-オン  |
| 14786 | 3-(3-クロロプロパ-1-エン-1-イル)8-オ<br>キソ-7-(2-フェニルアセチルアミノ)-5-<br>チア-1-アザビシクロ[4.2.0]オクタ-2-エ<br>ン-2-カルボン酸=4-メトキシベンジル | 15568 3-プロモ-2,2-ビス(プロモメチル)プロ<br>パン酸   |
| 15414 | 1-クロロメチル-4-イソプロポキシベンゼン  | 15254 5-プロモ-1,3-ベンゾチアゾール-2-チオール   |
| 15420 | 1-クロロメチル-2,5-ジクロロ-4-エトキ<br>シベンゼン  | 15571 1-プロモメチル-4-ヨードベンゼン  |
| 14817 | 3,5-ジニトロベンゾイル=クロリド  | 15583 メタクリル酸=トリシクロ[3,3,1,1 <sup>3,7</sup> ]<br>デカン-2-イルオキシメチル   |
| 14826 | trans-4,5-ジフルオロ-1,3-ジオキサラン<br>-2-オン   | 15279 メタンスルホン酸=(2,4-ジフルオロフェ<br>ニル)(2-メチルオキシラン-2-イル)メチル  |
| 14869 | 4-(ナフタレン-2-イル)-1,3-チアゾール<br>-2-アミン  | 14986 8-メチルノナン酸=4-ヒドロキシ-3-メ<br>トキシベンジル  |
| 14870 | 4-(ナフタレン-2-イル)-1,3-チアゾール<br>-2-アミン=臭化水素酸塩   | 14991 4-メチルベンゼンスルホン酸=3-メトキ<br>シプロピル   |
| 15516 | ナフト[2,1-b]フラン-1(2H)-オン  | (3)ホルムアルデヒドが特化則第3類より特定第<br>2類物質に変更され、1,3-ブタジエン及び硫<br>酸ジエチルについても規制が設けられました。<br>「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」<br>(平成19年政令第375号)平成19年12月14日付<br>け「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正<br>する省令」(平成19年厚生労働省令第155号)そ<br>の他関係告示(厚生労働省告示第434号~438号)<br>一部の規制を除き、平成20年3月1日から施行<br>要点—————<br>ホルムアルデヒド及びホルムアルデヒドをその<br>重量1%を越えて含有する物：<br>作業環境測定：6ヶ月以内ごとに1回、定期に作<br>業環境測定士により実施。管理濃度は0.1ppm<br>(平成21年3月1日より適用)<br>健康診断：安衛則第45条に基づく特定業務従<br>事者健康診断により一般健康診断を6ヶ月以内毎 |
| 15517 | ナフト[2,1-b]フラン-1(2H)-オン O-<br>アセチルオキシム   |   |
| 15518 | ナフト[2,1-b]フラン-1(2H)-オン O<br>キシム   |   |
| 14874 | 2-[(4-ニトロフェノキシ)メチル]オキ<br>シラン  |   |
| 15198 | 2-ニトロ-4-プロパノイルベンゾニトリル   |   |
| 14875 | 3-ニトロベンゼンスルホン酸=(R)-(-)<br>-2,3-エポキシプロピル   |   |
| 15545 | 2-ヒドロキシ-3-[2-(2-メトキシエトキ<br>シ)-5-ニトロピリジン-4-イル]プロペ  |   |

に行うこと

局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置すること。(抑制濃度は0.1ppm)

(平成21年3月1日より適用、但し平成20年3月1日～平成21年2月28日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から措置が必要になる。) 作業記録の保存：(30年間)

他————

1,3-ブタジエン及び硫酸ジエチルについては省略しますが詳細は厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei17/index.html>を参照してください。

(4) ニッケル化合物、砒素及びその化合物による労働者の健康障害防止対策の徹底について(基安発第0314002号 平成20年3月14日付け)

ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除く)、砒素及びその化合物(三酸化砒素、アルシン、及びガリウム砒素を除く)については法律制定までの間に前倒しで特定化学物質管理第2類物質及び特別管理第2類物質に求められる措置が必要である旨の通知がありました。なおニッケルカルボニル、三酸化砒素についてはすでに特化則第2類物質で規制されています。

詳細については厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0317-2.html>) を参照ください。

## 5. 外国為替及び外国貿易法関係

輸出貿易管理令の改正平成20年3月26日告示、施行日、平成20年5月15日(省令第21号)

(輸出注意事項62第11号・62貿局第322号)

(1) 別表第1第3項の1に亜りん酸トリイソプロピルが追加されました。

(2) 別表第1第4項の6のヒドラジン誘導体が下記20物質に限定されました。

非対称ジメチルヒドラジン、モノメチルヒドラジン、硝酸ヒドラジン、トリメチルヒドラジン、テトラメチルヒドラジン、N,N-ジアリルヒドラジン、アリルヒドラジン、

エチレンジヒドラジン、モノメチルヒドラジン二硝酸塩、非対称ジメチルヒドラジン硝酸塩、アジ化ヒドラジニウム、アジ化ジメチルヒドラジニウム、ジイミドしゅう酸ジヒドラジン、2-ヒドロキシエチルヒドラジン硝酸塩、過塩素酸ヒドラジニウム、二過塩素酸ヒドラジニウム、メチルヒドラジン硝酸塩、ジエチルヒドラジン硝酸塩、1,4-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩(3,6-ジヒドラジノテトラジン硝酸塩)

(3) 別表第1第4項の6の推進薬又はその原料となる物質に、ポリテトラハイドロフランポリエチレングリコールが追加されました。

(4) 別表第1第14項の9にジフェニルアミンクロロアルシン(アダムサイト)及びN-ナノイルモルホリンが追加されました。

(5) 別表第1第5項の11の重合体のうち、「ポリアリーレンエーテルケトン」が削除され、規制対象範囲が緩和されました。

その他詳細は経済産業省HP (<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>)を参照してください。

## 6. 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律関係

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第383号)

官報平成19年12月21日公布、

(1) クロロフルオロカーボン等の生産は1995年をもって全廃されているが、エッセンシャルユースにかかる生産は2011年(平成23年)末まで期限延長されることになりました。

(2)、(1)の例外措置の対象に、ハイドロブロモフルオロカーボン、ブロモクロロメタン、及び臭化メチルが追加されました。